

○ふじみ野市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成29年3月31日

告示第117号

改正 令和3年3月31日告示第95号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型相当サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第41条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条—第44条）

第6節 訪問型基準該当相当サービスに関する基準（第45条—第49条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第50条）

第2節 人員に関する基準（第51条）

第3節 運営に関する基準（第52条・第53条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第54条・第55条）

第5節 その他（第56条）

第4章 通所型相当サービス

第1節 基本方針（第57条）

第2節 人員に関する基準（第58条・第59条）

第3節 設備に関する基準（第60条）

第4節 運営に関する基準（第61条—第69条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第70条—第73条）

第6節 通所型基準該当相当サービスに関する基準（第74条—第77条）

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第84条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第85条—第87条）

第6章 雑則（第88条・第89条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6に規定する市の定める基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定事業者により提供される第1号事業をいう。
- (4) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号若しくは第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とし、当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）又は同項第3号に規定する市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に事業のサービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (6) 法定代理受領第1号事業 法第115条の45の3第4項の規定により第1号事業支給費が法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（以下単に「居宅要支援被保険者等」という。）に代わり当該第1号事業を実施する者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (7) 基準該当介護予防サービスに相当する第1号事業 省令第140条の63の6第1号ロに規定する基準による第1号事業をいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (9) 旧指定介護予防サービス等基準 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）をいう。

(10) 訪問型相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（第12号において単に「第1号訪問事業」という。）のうち、省令第140条の63の6第1号に規定する基準に従い実施するサービスをいう。

(11) 通所型相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（第13号において単に「第1号通所事業」という。）のうち、省令第140条の63の6第1号に規定する基準に従い実施するサービスをいう。

(12) 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち、省令第140条の63の6第2号に規定する基準に従い実施するサービスをいう。

(13) 通所型サービスA 第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第2号に規定する基準に従い実施するサービスをいう。

（令3告示95・一部改正）

（指定第1号事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、指定第1号事業のサービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（令3告示95・一部改正）

第2章 訪問型相当サービス

第1節 基本方針

（基本方針）

第4条 指定第1号事業に該当する訪問型相当サービス（第45条に規定する訪問型基準該当相当サービスを除く。以下「指定訪問型相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等である状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（令3告示95・一部改正）

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定訪問型相当サービスの事業を行う者（以下「指定訪問型相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問型相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定及び指定介護予防訪問介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）及び指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問型相当サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定値による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、専ら指定訪問型相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、

かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問型相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定訪問型相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防等サービス基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ

った場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問型相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて、前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定訪問型相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該

利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問型相当サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問型相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下単に「指定介護予防支援事業者」という。））、法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問型相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供を求められた場合はその提供を求める者の提示する被保険者証（法第12条第3項に規定する被保険者証をいう。以下同じ。）によって、被保険者資格及び居宅要支援被保険者等に該当する者であることを、要支援認定の有効期間及び省令第140条の62の5第3項に規定する計画（以下「第1号介護予防支援計画」という。）において指定介護訪問型相当サービスの利用期間が定められている場合はその期間を確かめなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第32条第6項後段の規定により同項第2号の認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、指定訪問型相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の開始に際し、居宅要支援被保険者等に該当していない利用申込者については、要支援認定の申請又は省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する旨の判定が既に行われていることを確認し、当該申請又は当該判定が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は当該判定が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めると

きは、要支援認定の更新について、当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の末日の30日前までに申請されるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう（第1号介護予防支援事業に係る同種のものを含む。）。以下同じ。）を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(令3告示95・一部改正)

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が次の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(1) 当該利用申込者が法第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）又は第1号介護予防支援事業（次号に規定するものを除く。）を受けることにつきあらかじめ市に届け出ている場合であって、当該指定訪問型相当サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画又は当該第1号介護予防支援事業に係る第1号介護予防支援計画の対象となっているとき。

- (2) 当該利用申込者が法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援（第45条第1項第2号において「基準該当介護予防支援」という。）又は第1号介護予防支援事業であって省令第140条の63の6第1号ロに規定する基準により行われるものを受けることにつきあらかじめ市に届け出ている場合であって、当該指定訪問型相当サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画又は当該第1号介護予防支援事業に係る第1号介護予防支援計画の対象となっているとき。
- (3) 当該利用申込者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市に届け出ている場合であって、当該指定訪問型相当サービスが指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第66条第2号の規定により作成された指定介護予防サービス等の利用に係る計画の対象となっているとき。
- (4) 当該利用申込者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けるとき。

（令3告示95・一部改正）

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第16条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は第1号介護予防支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問型相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第17条 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第18条 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第19条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを提供した際には、当該指定訪問型相当サービスの提供日及び内容、当該指定訪問型相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画若しくは第1号介護予防支援計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申

出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問型相当サービス事業者は、法定代理受領第1号事業に該当する指定訪問型相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問型相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、法定代理受領第1号事業に該当しない指定訪問型相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問型相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型相当サービスを行う場合に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問型相当サービス事業者は、法定代理受領第1号事業に該当しない指定訪問型相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問型相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定訪問型相当サービス事業者は、従業者等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問型相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する状態若しくは要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定訪問型相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 指定訪問型相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 指定訪問型相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 介護予防支援事業者等に対し、指定訪問型相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席その他の介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(令3告示95・一部改正)

(運営規程)

第26条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問型相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待防止のための措置に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(令3告示95・一部改正)

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型相当サービスを提供できるよう、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問型相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問型相当サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、適切な指定訪問型相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3告示95・一部改正)

(業務継続計画の策定等)

第29条 指定訪問型相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令3告示95・追加)

(衛生管理等)

第30条 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令3告示95・旧第29条繰下・一部改正)

(掲示)

第31条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の見やすい場所に、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問型相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(令3告示95・旧第30条繰下・一部改正)

(秘密保持等)

第32条 指定訪問型相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかななければならない。

(令3告示95・旧第31条繰下)

(広告)

第33条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽のもの又は誇大なものであってはならない。

(令3告示95・旧第32条繰下)

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画の作成又は変更に際し、介護予防支援事業者の職員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(令3告示95・追加)

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防支援事業者及びそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(令3告示95・旧第33条繰下)

(苦情処理)

第36条 指定訪問型相当サービス事業者は、提供した指定訪問型相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、提供した指定訪問型相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定訪問型相当サービス事業者は、提供した指定訪問型相当サービスに係る利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問型相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(令3告示95・旧第34条繰下)

(地域との連携等)

第37条 指定訪問型相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問型相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(令3告示95・旧第35条繰下・一部改正)

(事故発生時の対応)

第38条 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(令3告示95・旧第36条繰下・一部改正)

(虐待の防止)

第39条 指定訪問型相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3告示95・追加)

(会計の区分)

第40条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(令3告示95・旧第37条繰下)

(記録の整備)

第41条 指定訪問型相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第43条第1項第2号に規定する訪問型相当サービス計画

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令3告示95・旧第38条繰下・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型相当サービスの基本取扱方針)

第42条 指定訪問型相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、自らその提供する指定訪問型相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等（法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。以下同じ。）とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(令3告示95・旧第39条繰下)

(指定訪問型相当サービスの具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う指定訪問型相当サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議での情報共有等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確

な把握を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型相当サービス計画（指定訪問型相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。
 - (3) 訪問型相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) サービス提供責任者は、訪問型相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - (5) サービス提供責任者は、訪問型相当サービス計画を作成した際は、当該訪問型相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、訪問型相当サービス計画により、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (7) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (8) 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (9) サービス提供責任者は、訪問型相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業を行う者に報告するとともに、当該訪問型相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に当該訪問型相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を1回以上行うものとする。
 - (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業を行う者に報告しなければならない。
 - (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定訪問型相当サービス計画の変更を行うものとする。
- 2 前項第2号から第5号までの規定は、同項第11号に規定する指定訪問型相当サービス計画の変更について準用する。

（令3告示95・旧第40条繰下）

(指定訪問型相当サービスの提供に当たっての留意点)

第44条 指定訪問型相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定訪問型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう（第1号介護予防支援事業に係る同様の手順を含む。）。以下同じ。）において把握された課題、指定訪問型相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定訪問型相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(令3告示95・旧第41条繰下)

第6節 訪問型基準該当相当サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第45条 指定第1号事業のうち、基準該当介護予防サービスに相当する第1号事業に該当する訪問型相当サービス又はこれに相当するサービス（以下この節において「訪問型基準該当相当サービス」という。）の事業を行う者（以下この節において「訪問型基準該当相当サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「訪問型基準該当相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型基準該当相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 訪問型基準該当相当サービス事業者は、訪問型基準該当相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 訪問型基準該当相当サービスの事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は基準該当介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業のうち1以上の事業について同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令3告示95・旧第42条繰下)

(管理者)

第46条 訪問型基準該当相当サービス事業者は、訪問型基準該当相当サービス

事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型基準該当相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型基準該当相当サービス事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(令3告示95・旧第43条線下)

(設備及び備品等)

第47条 訪問型基準該当相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、訪問型基準該当相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 訪問型基準該当相当サービスの事業、基準該当訪問介護の事業又は基準該当介護予防訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第42条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第43条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令3告示95・旧第44条線下)

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第48条 訪問型基準該当相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型相当サービスの提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問型相当サービスが次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該訪問型相当サービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問型相当サービスのみによっては必要な訪問型相当サービスの見込量を確保することが困難であると市が認める地域に住所を有する場合
- (2) 当該訪問型相当サービスが、指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該訪問型相当サービスが、第45条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該訪問型相当サービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該訪問型相当サービスを提供する訪問介護員等の当該訪問型相当サービスに従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問型相当サービスに従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合

2 訪問型基準該当相当サービス事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する訪問型基準該当相当サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第43条第1項第2号の訪問型相当サービス計画の実施状況等から

みて、当該訪問型基準該当相当サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(令3告示95・旧第45条線下・一部改正)

(準用)

第49条 第2章第1節、第2章第4節(第15条、第20条第1項、第22条、第27条並びに第36条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、訪問型基準該当相当サービスの事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該訪問型相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額」とあるのは「内容」に、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領第1号事業に該当しない指定訪問型相当サービス」とあるのは「訪問型相当サービス」に、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」に、第25条第3項中「第5条第2項」とあるのは「第45条第2項」と読み替えるものとする。

(令3告示95・旧第46条線下・一部改正)

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第50条 指定第1号事業に該当する訪問型サービスA(以下「指定訪問型サービスA」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等である状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(令3告示95・旧第47条線下)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第51条 指定訪問型サービスAの事業を行う者(以下「指定訪問型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次項において「指定訪問型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項に規定する養成研修修了者又は市が定める研修修了者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従業者のうち、指定訪問型サービスAの事業を適切に行うために必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、専ら指定訪問型サービスAに従事するものをもって

充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

(令3告示95・旧第48条線下)

第3節 運営に関する基準

(サービス提供の記録)

第52条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、当該指定訪問型サービスAの提供日及び内容、当該指定訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画若しくは第1号介護予防支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(令3告示95・旧第49条線下)

(記録の整備)

第53条 指定訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第55条第1項第2号に規定する訪問型サービスA計画

(2) 第52条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第56条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第56条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第56条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令3告示95・旧第50条線下・一部改正)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスAの基本取扱方針)

第54条 指定訪問型サービスAは、利用者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者は、自らその提供する指定訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(令3告示95・旧第51条繰下)

(指定訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第55条 従業者の行う指定訪問型サービスAの方針は、第50条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議での情報共有等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、必要に応じ、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスA計画（指定訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際は、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画により、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時

から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業を行う者に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を1回以上行うものとする。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問型サービスAの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業を行う者に報告しなければならない。

(11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて指定訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。

2 前項第2号から第5号までの規定は、同項第11号に規定する指定訪問型サービスA計画の変更について準用する。

（令3告示95・旧第52条繰下・一部改正）

第5節 その他

（準用）

第56条 第6条から第18条まで、第20条から第40条まで及び第44条の規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	常勤の管理者	管理者
第25条第3項	サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）	訪問事業責任者（第51条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）
第31条	第26条	第56条において準用する第26条

（令3告示95・旧第53条繰下・一部改正）

第4章 通所型相当サービス

第1節 基本方針

（基本方針）

第57条 指定第1号事業に該当する通所型相当サービス（第73条第1項に規定する通所型基準該当相当サービスを除く。以下「指定通所型相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日

常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(令3告示95・旧第54条線下・一部改正)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第58条 指定通所型相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所型相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「通所型相当サービス従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活相談員 指定通所型相当サービスの提供日ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有する者であり、専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者をいう。以下この節において同じ。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所型相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる員数
- (3) 介護職員 指定通所型相当サービスの単位ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定又は指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合に

あつては、当該事業所における指定通所型相当サービス、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

- 2 当該指定通所型相当サービス事業所の利用定員（当該指定通所型相当サービス事業所において同時に指定通所型相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型相当サービスの単位ごとに、当該指定通所型相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所型相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保するために必要と認められる員数とすることができる。
- 3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所型相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の指定通所型相当サービスの単位は、指定通所型相当サービスであつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスと指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしている

ものとみなす。

(令3告示95・旧第55条線下)

(管理者)

第59条 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型相当サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(令3告示95・旧第56条線下)

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第60条 指定通所型相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所型相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所型相当サービス事業者が指定通所介護事業所者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型相当サービスと指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第114条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令3告示95・旧第57条線下)

第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第61条 指定通所型相当サービス事業者は、法定代理受領第1号事業に該当する指定通所型相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所型相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型相当サービス事業者は、法定代理受領第1号事業に該当しない指定通所型相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在費及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところに準じるものとする。

5 指定通所型相当サービス事業者は、第3項各号に掲げるの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(令3告示95・旧第58条繰下)

(運営規程)

第62条 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所型相当サービスの利用定員

(5) 指定通所型相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(令3告示95・旧第59条線下・一部改正)
(勤務体制の確保等)

第63条 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型相当サービスを提供できるよう、指定通所型相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所ごとに、当該指定通所型相当サービス事業所の従業者によって指定通所型相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所型相当サービス事業者は、全ての通所型相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるほか、その資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定通所型相当サービス事業者は、適切な指定通所型相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(令3告示95・旧第60条線下・一部改正)

(定員の遵守)

第64条 指定通所型相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(令3告示95・旧第61条線下)

(非常災害対策)

第65条 指定通所型相当サービス事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(令3告示95・旧第62条線下・一部改正)

(衛生管理等)

第66条 指定通所型相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、当該指定通所型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定通所型相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所型相当サービス事業所において、指定通所型相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(令3告示95・旧第63条線下・一部改正)

(地域との連携等)

第67条 指定通所型相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所型相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所型相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所型相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(令3告示95・追加)

(記録の整備)

第68条 指定通所型相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所型相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所型相当サービス計画

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサー

ビスの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第23条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令3告示95・旧第64条繰下・一部改正)

(準用)

第69条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第29条、31条から33条まで、第35条、第36条、第38条から第40条まで及び旧指定介護予防サービス等基準第52条の規定は、指定通所型相当サービスの事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項及び第31条	第26条	第62条
第8条第1項、第29条第2項、第31条並びに第39条第1号及び第3号	訪問介護員等	通所型相当サービス従業者

(令3告示95・旧第65条繰下・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型相当サービスの基本取扱方針)

第70条 指定通所型相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所型相当サービス事業者は、自らその提供する指定通所型相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型相当サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(令3告示95・旧第66条繰下・一部改正)

(指定通所型相当サービスの具体的取扱方針)

第71条 指定通所型相当サービスの方針は、第57条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議での情報共有等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型相当サービス計画（指定通所型相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。
- (3) 通所型相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、通所型相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、通所型相当サービス計画を作成した際は、当該通所型相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、通所型相当サービス計画により、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、通所型相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業を行う者に報告するとともに、当該通所型相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に当該通所型相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を1回以上行うものとする。
- (10) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、

当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業を行う者に報告しなければならない。

(11) 指定通所型相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型相当サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第2号から第5号までの規定は、前項第11号に規定する通所型相当サービス計画の変更について準用する。

(令3告示95・旧第67条繰下・一部改正)

(指定通所型相当サービスの提供に当たっての留意点)

第72条 指定通所型相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう（第1号介護予防支援事業に係る同種の手順を含む。）。以下同じ。）において把握された課題、指定通所型相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定通所型相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(令3告示95・旧第68条繰下・一部改正)

(安全管理体制等の確保)

第73条 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定通所型相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じな

なければならない。

(令3告示95・旧第69条線下)

第6節 通所型基準該当相当サービスに関する基準

(従業者の員数)

第74条 指定第1号事業のうち、基準該当介護予防サービスに相当する第1号事業に該当する通所型相当サービス又はこれに相当するサービス（以下「通所型基準該当相当サービス」という。）の事業を行う者（以下「通所型基準該当相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型基準該当相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所型相当サービス従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 生活相談員 通所型基準該当相当サービスの提供日ごとに、当該通所型基準該当相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の能力を有する者であり、専ら当該通所型基準該当相当サービスの提供に当たる者に限る。以下この節において同じ。）が勤務している時間数の合計を当該通所型基準該当相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数

(2) 看護職員 通所型基準該当相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所型基準該当相当サービスの提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる員数

(3) 介護職員 通所型基準該当相当サービスの単位ごとに、当該通所型基準該当相当相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所型基準該当相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所型基準該当相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所型基準該当相当サービス事業者が通所型基準該当相当サービスと基準該当介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）又は基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における通所型基準該当相当サービス、基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数

(4) 機能訓練指導員 1人以上

2 当該通所型基準該当相当サービス事業所の利用定員（当該通所型基準該当相

当サービス事業所において同時に通所型基準該当相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型基準該当相当サービスの単位ごとに、当該通所型基準該当相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所型基準該当相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数とすることができる。

- 3 通所型基準該当相当サービス事業者は、通所型基準該当相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該通所型基準該当相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型基準該当相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の通所型基準該当相当サービスの単位は、通所型基準該当相当サービスであってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型基準該当相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 通所型基準該当相当サービス事業者が通所型基準該当相当サービスの事業と基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営している場合については、指定居宅サービス等基準第106条第1項から第6項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第112条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(令3告示95・旧第70条繰下)

(管理者)

第75条 通所型基準該当相当サービス事業者は、通所型基準該当相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型基準該当相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型基準該当相当サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(令3告示95・旧第71条繰下)

(設備及び備品等)

第76条 通所型基準該当相当サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場

所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型基準該当相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、当該各号に定めるものとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該通所型基準該当相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型基準該当相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 通所型基準該当相当サービスと基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項まで及び旧指定介護予防サービス等基準第114条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令3告示95・旧第72条繰下)

(準用)

第77条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第29条、第31条から第33条まで、第35条、第36条（第36条第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで、第4章第1節、第4章第4節（第69条を除く。）、前節及び旧指定介護予防サービス等基準第52条の規定は、通所型基準該当相当サービスの事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項及び第31条	第26条	第77条において準用する第62条
第8条第1項、第29条第2項、第31条並びに第39条第1号及び第3号	訪問介護員等	通所型相当サービス従業者

第19条第1項	内容、当該指定訪問型相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額	内容
第21条	法定代理受領第1号事業に該当しない指定訪問型相当サービス	通所型基準該当相当サービス

(令3告示95・旧第73条繰下・一部改正)

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第78条 指定第1号事業に該当する通所型サービスA(以下「指定通所型サービスA」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(令3告示95・旧第74条繰下)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第79条 指定通所型サービスAの事業を行う者(以下「指定通所型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第5節までにおいて「通所型サービスA従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 生活相談員 指定通所型サービスAの提供日ごとに、指定通所型サービスAを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。以下この章において同じ。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスAを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数

(2) 介護職員 次に掲げる員数

ア 指定通所型サービスAの単位ごとに、当該指定通所型サービスAを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が当該指定通所型サービスAの利用者の数が15人までの場合にあつては1人以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては1に当該指定通所型サービスA従業者の員数に当該利用者の数

に応じて指定通所型サービスAの提供上必要と認められる1以上の数を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数

イ 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者の指定、指定地域密着型通所介護事業者の指定又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業のうち1以上の事業と指定通所型サービスAの事業（以下「指定通所型サービスA等」という。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定通所型サービスA等の単位ごとに、当該指定通所型サービスA等を提供している時間帯に配置すべき介護職員（専ら当該指定通所型サービスA等の提供に当たる者に限る。以下この号において同じ。）の数は、指定通所型サービスAの利用者の数についてアに掲げる基準を満たす数及び当該指定通所型サービスAの事業と一体的に運営される事業に係る指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号、指定地域密着型サービス基準第20条第1項第3号又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項第3号に掲げる基準を満たす数を合計した員数とする。ただし、指定通所型サービスA等の利用者数の合計が25人以下である場合は、指定通所型サービスA等の単位ごとに、当該指定通所型サービスA等を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスA等の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスA等を提供している時間数で除して得た数が指定通所型サービスA等の利用者数を合計した数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数

- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの単位ごとに、前項に規定する通所型サービスA従業者を常時1人以上当該指定通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通所型サービスA従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスAの単位の通所型サービスA従業者として従事することができる。
- 4 第1項の指定通所型サービスAの単位は、指定通所型サービスAであってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者の指定、指定地域密着型通所介護事業者の指定又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAと指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1

項から第7項まで、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準（介護職員に係る部分を除く。）を満たすことをもって、前各項に規定する基準（介護職員に係る部分を除く。）を満たしているものとみなす。

（令3告示95・旧第75条線下）

（管理者）

第80条 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（令3告示95・旧第76条線下）

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第81条 指定通所型サービスA事業所は、指定通所型サービスAの提供に必要な場所その他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指定通所型サービスAの提供に必要な場所の面積は、2.5平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAと指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業のうち1以上の事業について同一の事業所において一体的に運営されている場合については、前各項の規定に関わらず、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第114条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を適用する。

（令3告示95・旧第77条線下）

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第82条 指定通所型サービスA事業者は、法定代理受領第1号事業に該当する指定通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスAに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、法定代理受領第1号事業に該当しない指定通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービスAに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、旧指定介護予防サービス等基準第100条第4項を準用する。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(令3告示95・旧第78条線下)

(記録等の整備)

第83条 指定通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 通所型サービスA計画
 - (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(令3告示95・旧第80条線下・一部改正)

(準用)

第84条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第29条、第31条から第33条まで、第35条、第36条、第38条から第40条まで、第62条から第67条まで及び旧指定介護予防サービス等基準第52条までの規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。この場合

において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項及び第31条	第26条	第84条において準用する第62条
第8条第1項、第24条、第31条並びに第39条第1号及び第3号	訪問介護員等	通所型サービスA従事者

(令3告示95・旧第81条繰下・一部改正)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスAの基本的取扱方針)

第85条 指定通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する指定通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(令3告示95・旧第82条繰下・一部改正)

(指定通所型サービスAの具体的取扱方針)

第86条 指定通所型サービスAの方針は、第78条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議での情報共有等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、必要に応じ、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスA計画(指定通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、

サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

- (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際は、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画により、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業者を行う者に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に当該通所型サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を1回以上行うものとする。
- (10) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援計画を作成した第1号介護予防支援事業者を行う者に報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。

2 前項第2号から第5号までの規定は、前項第11号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

(令3告示95・旧第83条線下・一部改正)

(準用)

第87条 第72条及び第73条の規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第72条	指定通所型相当サービス	指定通所型サービスA
第72条第1号から第3号 まで及び第73条	指定通所型相当サービス事 業者	指定通所型サービスA事 業者

(令3告示95・旧第84条繰下・一部改正)

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第88条 第1号事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 第1号事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(令3告示95・追加)

(その他)

第89条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令3告示95・旧第85条繰下)

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第95号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の第3条第3項及び第39条(第49条、第56条、第69条、第77条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第26条(第49条及び第56条において準用する場合を含む。)及び第62条(第77条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重

要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の第29条(第49条、第56条、第69条、第77条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の第30条第3項(第49条及び第56条において準用する場合を含む。)及び第66条(第77条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの告示による改正後の第63条第3項(第77条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。